

## 雇用調整助成金等の活用状況



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

平成21年10月30日

職業安定局雇用開発課

課長 水野 知親

課長補佐 横田 喜美子

(電話代表)03(5253)1111

(内線5694)

(直通電話)03(3502)1718

## 「雇用調整助成金等に係る休業等実施計画届受理状況、支給決定状況及び大量雇用変動届提出状況」について

### 【平成21年9月の集計結果(速報値)】

#### ○雇用調整助成金等休業等実施計画届提出事業所数及び対象者数

- ・大企業の届出事業所数は前月から118事業所減少し2,531事業所、対象者数は62,042人減少し472,498人になった。
- ・中小企業の届出事業所数は前月から1,178事業所増加し78,451事業所、対象者数は54,416人減少し、1,521,885人になった。
- ・届出事業所数合計は前月から1,060事業所増加し、80,982事業所、対象者数は116,458人減少し、1,994,383人になった。

#### ○大量雇用変動届の届出事業所数及び離職者数

- ・事業所数は前月から21事業所増加し305事業所、離職者数は前月から1,037人増加し15,587人になった。

雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金に係る休業等実施計画届受理状況及び支給決定状況についてとりまとめましたので発表します。

また、一定数以上の離職者を生ずることとなる場合に事業主に提出が義務付けられている大量雇用変動届の提出状況について併せて発表します。

○雇用調整助成金等に係る休業等実施計画届受理状況(平成21年9月)【速報値】(別紙1)  
(PDF:80KB)

○雇用調整助成金等に係る休業等実施計画届受理状況(平成20年度及び平成21年度)【速報値】(別紙2)  
(PDF:75KB)

○雇用調整助成金等に係る支給決定状況(平成20年度及び平成21年度)【速報値】(別紙3)  
(PDF:77KB)

○大量雇用変動届提出状況(平成21年9月)【速報値】(別紙4)(PDF:85KB)

○大量雇用変動届提出状況(平成20年度及び平成21年度)【速報値】(別紙5)(PDF:72KB)

◆雇用調整助成金の概要(参考1)(PDF:72KB)

◆中小企業緊急雇用安定助成金の概要(参考2)(PDF:73KB)

◆大量雇用変動届制度の概要(参考3)(PDF:66KB)

平成21年9月  
雇用調整助成金等に係る休業等実施計画届受理状況【速報値】

別紙1

	大企業		中小企業		合 計	
	事業所数	対象者数	事業所数	対象者数	事業所数	対象者数
1 北海道	29	2,222	566	11,581	595	13,803
2 青森	3	882	254	6,459	257	7,341
3 岩手	7	1,098	528	13,474	535	14,572
4 宮城	35	5,756	675	16,319	710	22,075
5 秋田	5	489	440	14,764	445	15,253
6 山形	11	1,776	1,058	26,768	1,069	28,544
7 福島	20	2,637	1,170	28,257	1,190	30,894
8 茨城	50	4,878	986	22,008	1,036	26,886
9 栃木	60	10,030	889	19,972	949	30,002
10 群馬	36	9,571	1,299	25,749	1,335	35,320
11 埼玉	71	14,694	2,648	52,574	2,719	67,268
12 千葉	90	15,594	1,394	30,640	1,484	46,234
13 東京	479	68,823	7,260	111,733	7,739	180,556
14 神奈川	227	53,976	3,363	69,784	3,590	123,760
15 新潟	32	5,372	3,183	61,712	3,215	67,084
16 富山	37	14,229	1,278	28,855	1,315	43,084
17 石川	48	9,588	2,297	40,168	2,345	49,756
18 福井	22	3,151	1,156	18,240	1,178	21,391
19 山梨	10	889	482	9,119	492	10,008
20 長野	79	17,361	2,364	47,439	2,443	64,800
21 岐阜	30	7,676	2,787	52,998	2,817	60,674
22 静岡	66	25,533	4,329	88,470	4,395	114,003
23 愛知	210	52,499	9,812	175,306	10,022	227,805
24 三重	37	7,235	1,369	30,155	1,406	37,390
25 滋賀	30	6,267	888	17,647	918	23,914
26 京都	41	8,934	2,241	35,607	2,282	44,541
27 大阪	259	29,490	7,915	131,257	8,174	160,747
28 兵庫	116	21,923	3,142	62,457	3,258	84,380
29 奈良	7	1,754	415	6,983	422	8,737
30 和歌山	19	3,165	492	11,587	511	14,752
31 鳥取	4	19	291	6,249	295	6,268
32 島根	3	574	435	8,341	438	8,915
33 岡山	44	9,253	1,646	34,660	1,690	43,913
34 広島	88	28,640	2,720	48,500	2,808	77,140
35 山口	37	7,661	722	23,306	759	30,967
36 徳島	5	569	297	4,986	302	5,555
37 香川	14	1,710	498	9,397	512	11,107
38 愛媛	12	773	409	6,829	421	7,602
39 高知	9	1,537	266	3,832	275	5,369
40 福岡	92	5,655	2,008	52,209	2,100	57,864
41 佐賀	6	3,129	272	7,199	278	10,328
42 長崎	2	29	233	4,686	235	4,715
43 熊本	16	2,326	672	16,519	688	18,845
44 大分	19	1,817	617	12,163	636	13,980
45 宮崎	9	774	190	4,959	199	5,733
46 鹿児島	2	376	434	9,359	436	9,735
47 沖縄	3	164	61	609	64	773
全 国	2,531	472,498	78,451	1,521,885	80,982	1,994,383

※1 速報値であり、今後変更の可能性がある。

2 休業と教育訓練を同じ事業所で実施した場合、休業と教育訓練ごとにそれぞれ1件としてカウントしている。

3 本集計には出向に係る件数は含んでいない。

4 事業所数は計画の届出があった件数であり、企業数とは必ずしも一致しない。

雇用調整助成金等に係る休業等実施計画届受理状況（平成20年度及び平成21年度）

	平成20年度		平成21年度	
	事業所数	対象者数	事業所数	対象者数
4月	63	1,343	61,349	2,534,853
5月	79	2,601	67,192	2,338,991
6月	92	1,774	75,532	2,382,931
7月	96	2,429	83,031	2,432,565
8月	123	3,060	79,922	2,110,841
9月	107	2,970	80,982	1,994,383
10月	140	3,632	-	-
11月	198	8,598	-	-
12月	1,707	138,549	-	-
1月	12,209	879,614	-	-
2月	29,137	1,865,792	-	-
3月	46,558	2,379,069	-	-
計	90,509	5,289,431	448,008	13,794,564

- ※ 1 速報値であり、今後変更の可能性がある。  
 2 休業と教育訓練を同じ事業所で実施した場合、休業と教育訓練ごとにそれぞれ1件としてカウントしている。  
 3 本集計には出向に係る件数は含んでいない。  
 4 事業所数は計画の届出があった件数であり、企業数とは必ずしも一致しない。  
 5 平成20年12月分より中小企業緊急雇用安定助成金（平成20年12月1日創設）の休業等実施計画届の受理件数を含む。

雇用調整助成金等に係る支給決定状況（平成20年度及び平成21年度）

	平成20年度				平成21年度			
	事業所数	対象者数	支給額（千円）	事業所数 上乗せ分 ※5	対象者数 上乗せ分 ※5	支給額（千円）	対象者数	
							事業所数 上乗せ分 ※5	対象者数 上乗せ分 ※5
4月	43	1,214	34,691	7,739	98	549,559	3,275	14,091,545
5月	52	1,287	30,466	18,741	711	1,142,230	16,290	32,340,768
6月	61	1,532	37,208	34,558	3,452	1,891,406	56,880	54,705,343
7月	56	1,864	44,586	64,192	8,150	2,552,016	124,957	76,321,633
8月	86	2,099	43,819	79,256	12,361	2,554,069	171,150	76,409,226
9月	75	1,608	41,214	87,544	13,725	2,534,933	174,816	77,321,602
10月	103	2,409	53,935	-	-	-	-	-
11月	76	1,590	36,834	-	-	-	-	-
12月	83	2,716	49,683	-	-	-	-	-
1月	127	4,150	81,122	-	-	-	-	-
2月	461	21,583	499,907	-	-	-	-	-
3月	3,665	212,129	5,825,942	-	-	-	-	-
計	4,888	254,181	6,779,407	292,030	38,497	11,224,213	547,368	331,190,117

※1 速報値であり、今後変更の可能性がある。  
 ※2 一事業所において休業と教育訓練を実施した場合には、事業所数、対象者数ともにそれぞれ1件としてカウントしている。  
 ※3 出向に係る件数は含まない。  
 ※4 平成20年1月分より中小企業緊急雇用安定助成金（平成20年12月1日創設）の支給状況を含む。（中小企業緊急雇用安定助成金の12月は支給実績なし。）  
 ※5 解雇等を行わず、助成率の上乗せを申請した事業主に対して支給した件数でうち数である。

# 雇用調整助成金について

## 【目的】

景気の変動、産業構造の変化等に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、休業等（休業及び教育訓練）又は出向を行った事業主に対して、休業手当、賃金又は出向労働者に係る賃金負担額の一部を助成するもので、失業の予防を目的としています。

## 【支給対象事業主】

受給できる事業主は、次のいずれにも該当する事業主です。

- ① 雇用保険の適用事業の事業主
- ② 売上高又は生産量の最近3か月間の月平均値がその直前3か月間又は前年同月に比べ5%以上減少していること。
- ③ それぞれ次のいずれにも該当する休業等（休業（従業員の全一日の休業又は事業所全員一斉若しくは従業員毎の1日未満の休業をいいます。）及び教育訓練）又は出向（3か月以上1年以内の出向をいいます。）を行い、休業手当若しくは賃金を支払い、又は出向労働者の賃金の一部を負担する事業主
  - a 対象期間内（事業主が指定した日から1年間）に実施されるもの
  - b 労使間の協定によるもの
  - c 事前に管轄都道府県労働局又はハローワークに届け出たもの
  - d 雇用保険の被保険者（雇用保険の被保険者としての期間は問いません）を対象とするもの
  - e 休業について、休業手当の支払いが労働基準法第26条に違反していないこと
  - f 教育訓練について、通常行われる教育訓練ではないこと
  - g 出向について、出向労働者の同意を得たものであること

## 【支給内容】

### ○ 支給額

休業等（休業及び教育訓練）	出向
<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働大臣が定める方法により算定した休業手当又は賃金相当額（1人1日）×3分の2（※1、※2、※3）</li> <li>教育訓練は上記に加えて訓練費として、1人1日当たり4,000円を加算</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>出向元事業主が負担した賃金相当額×3分の2（※1、※2、※3）</li> </ul>

（※1）1人1日当たり雇用保険基本手当日額の最高額（平成21年8月1日現在7,685円）が限度となります。

（※2）以下の要件を満たした場合に雇用調整助成金の助成率を2/3から3/4へ上乘せします。（休業等）

① 判定基礎期間（賃金締切期間）の末日における事業所労働者数（受け入れている派遣労働者を含む。以下同じ。）が、比較期間（初回の計画届提出日の属する月の前月から遡った6か月間）の月平均事業所労働者数と比して4/5以上であること。

② 判定基礎期間（賃金締切期間）とその直前6か月の間に事業所の労働者の解雇等（有期契約労働者の雇止め、派遣労働者の事業主都合による中途契約解除等を含む）をしていないこと。（出向）

① 1支給対象期の末日における事業所労働者数（受け入れている派遣労働者を含む。以下同じ。）が、比較期間（出向実施計画届の提出日の属する月の前月から遡った6か月間）の月平均事業所労働者数と比して4/5以上であること。

② 出向実施計画届の提出日から1支給対象期の末日までの間に業所の労働者の解雇等（有期契約労働者の雇止め、派遣労働者の事業主都合による中途契約解除等を含む）をしていないこと。

（※3）障害者に関する助成率について、雇用調整助成金の助成率を2/3から3/4へ上乘せします。

### ○ 支給限度日数 3年間で300日

（平成21年8月現在）

## 中小企業緊急雇用安定助成金について

### 【目的】

現下の厳しい経済情勢の中でも従業員の雇用維持に努力する中小企業事業主を支援するため、従来の雇用調整助成金を見直し、平成20年12月1日から創設しました。休業等（休業及び教育訓練）又は出向を行った事業主に対して、休業手当、賃金又は出向労働者に係る賃金負担額の一部を助成するもので、失業の予防を目的としています。

### 【支給対象事業主】

受給できる事業主は、次のいずれにも該当する事業主です。

- ① 雇用保険の適用事業の中小企業事業主
- ② 売上高又は生産量の最近3か月間の月平均値がその直前3か月又は前年同期に比べ5%減少していること（ただし前期決算等の経常損益が赤字であれば5%未満の減少でも可）
- ③ それぞれ次のいずれにも該当する休業等（休業（従業員の全一日の休業又は事業所全員一斉若しくは従業員毎の1日未満の休業をいいます。）及び教育訓練）又は出向（3か月以上1年以内の出向をいいます。）を行い、休業手当若しくは賃金を支払い、又は出向労働者の賃金の一部を負担する事業主
  - a 対象期間内（事業主が指定した日から1年間）に実施されるもの
  - b 労使間の協定によるもの
  - c 事前に管轄都道府県労働局又はハローワークに届け出たもの
  - d 雇用保険の被保険者（雇用保険の被保険者としての期間は問いません）を対象とするもの
  - e 休業について、休業手当の支払いが労働基準法第26条に違反していないこと
  - f 教育訓練について、通常行われる教育訓練ではないこと
  - g 出向について、出向労働者の同意を得たものであること

### 【支給内容】

#### ○ 支給額

休業等（休業及び教育訓練）	出向
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 厚生労働大臣が定める方法により算定した休業手当又は賃金相当額（1人1日）×5分の4（※1、※2、※3）</li> <li>・ 教育訓練は上記に加えて訓練費として、1人1日当たり 6,000円を加算</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出向元事業主が負担した賃金相当額×5分の4（※1、※2、※3）</li> </ul>

（※1）1人1日当たり雇用保険基本手当日額の最高額（平成21年8月1日現在 7,685円）が限度となります。

（※2）以下の要件を満たした場合に中小企業緊急雇用安定助成金の助成率を4/5から9/10へ上乗せします。

（休業等）

- ① 判定基礎期間（賃金締切期間）の末日における事業所労働者数（受け入れている派遣労働者を含む。以下同じ。）が、比較期間（初回の計画届提出日の属する月の前月から遡った6か月間）の月平均事業所労働者数と比して4/5以上であること。
- ② 判定基礎期間（賃金締切期間）とその直前6か月の間に事業所の労働者の解雇等（有期契約労働者の雇止め、派遣労働者の事業主都合による中途契約解除等を含む）をしていないこと。

（出向）

- ① 1支給対象期の末日における事業所労働者数（受け入れている派遣労働者を含む。以下同じ。）が、比較期間（出向実施計画届の提出日の属する月の前月から遡った6か月間）の月平均事業所労働者数と比して4/5以上であること。
- ② 出向実施計画届の提出日から1支給対象期の末日までの間に業所の労働者の解雇等（有期契約労働者の雇止め、派遣労働者の事業主都合による中途契約解除等を含む）をしていないこと。

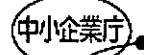
（※3）障害者に関する助成率について、中小企業緊急雇用安定助成金の助成率を4/5から9/10へ上乗せします。

#### ○ 支給限度日数 3年間で300日

（平成21年8月現在）

中小・小規模企業の資金繰り対策の実施状況  
(2009年10月第5週)

平成21年10月30日



	緊急保証 (保証協会)	セーフティネット貸付 (日本公庫)	危機対応業務 (商工中金)
件数	787,501件	258,622件	18,373件
実績	150,583億円	45,951億円	11,110億円

※緊急保証は平成20年10月31日～平成21年10月29日の実績(速報値)

※セーフティネット貸付は平成20年10月1日～平成21年10月28日の実績(速報値)

※危機対応業務は平成21年1月30日～平成21年10月28日の実績(速報値)

※いずれも速報値であり、事後に修正される可能性があります。詳しくは中小企業庁金融課までお問い合わせ下さい。

緊急保証(協会別)実績

協会	平成20年10月31日～平成21年10月29日	
	累計	承諾

列	都道府県	件数	金額
1	北海道	27,668	453,580
2	青森県	6,045	110,255
3	岩手県	5,617	85,234
4	宮城県	7,346	158,810
5	秋田県	7,383	121,634
6	山形県	4,892	95,510
7	福島県	7,196	103,710
8	新潟県	20,309	275,102
9	茨城県	26,270	280,632
10	栃木県	7,596	100,365
11	群馬県	15,258	201,167
12	埼玉県	26,492	559,198
13	千葉県	20,496	469,494
14	東京	133,654	3,007,984
15	神奈川県	20,208	497,813
16	横浜市	9,061	240,893
17	川崎市	4,255	95,131
18	山梨県	4,646	76,191
19	長野県	17,889	207,786
20	静岡県	32,790	575,576



21	愛知県	33,971	709,938
22	名古屋市	10,584	235,889
23	岐阜県	11,723	221,041
24	岐阜市	1,652	34,482
25	三重県	9,773	233,614
26	富山県	9,469	116,094
27	石川県	7,279	155,863
28	福井県	6,562	124,845
29	滋賀県	10,537	189,745
30	京都	21,104	556,554
31	大阪府	45,485	1,095,373
32	大阪市	21,464	476,346
33	兵庫県	27,743	564,648
34	奈良県	6,394	121,968
35	和歌山県	7,581	110,844
36	鳥取県	2,261	49,147
37	島根県	5,413	99,574
38	岡山県	12,514	197,547
39	広島県	15,653	220,712
40	山口県	6,681	110,383
41	香川県	5,232	63,913
42	徳島県	5,892	81,003
43	高知県	5,595	85,889
44	愛媛県	5,166	83,116
45	福岡県	38,967	693,221
46	佐賀県	3,625	65,015
47	長崎県	5,776	67,385
48	熊本県	13,258	204,787
49	大分県	8,026	111,070
50	宮崎県	4,267	52,780
51	鹿児島県	6,574	92,126
52	沖縄県	6,209	117,280
総計		787,501	15,058,256

# 無担保融資100億円を突破

## 農林漁業信用基金 新規保証は100件に

【例】農林漁業信用基金は、21年度補正予算で78億円の融資を受けて実施しているフォレストサポート保証（8000万円）、無担保保証（2億円）、木材産業等高度化推進資金（4億円）の限度額を6月2日から拡充、9月末時点での保証引き受け内諾額が第2目標である100億円を突破したと発表した。第1目標だった60億円は7月に突破している。今後は最終目標である200億円を目指したいとする。

同基金は、21年度補正予算で77億6200万円、うち49億円を間伐の実施や間伐材の利便促進等の資金や木材安定供給体制の維持等に係る資金を、林業者は、間伐等の実施資金高8000万円まで

が15年以内、据え置き期間2年以内。  
このほか、無担保保証の限度額を2億円に、木材産業高度化推進資金（会社）の限度額を4億円に引き上げた。したがって、それぞれ2億8000万円、4億8000万円まで利用することができる。  
6～9月末までの保証受付状況は、新規が98件で54億5500万円、増額が135件で53億3300万円の合計233件、107億8800万円。1件当たり平均額は4600万円強（20年度は2200万円）。うち新規では木材・木製品製造が最も多く58件41億1400万円、増額でもやはり木材・木製品製造が多く101件42億3300万円、合計で159件83億4700万円。全体での1件当たりの最高額は4億8000万円。最近の傾向では素材生産などの業種が増えているという。

要は引き続き活発な状況にある。第2目標だった100億円を突破したので、最終目標である200億円を目指して、積極的に説明をしていきたい。

信用基金の話 6月以降、4カ月を経過したが、保証に対する需

・木材産業者が円滑に調達できるように、無担保保証枠を新設・拡大した。  
・新設されたフォレストサポート保証の対象は、間伐等の実施資金高8000万円まで  
・路網整備資金、高性能林業機械の導入資金、素材の取引資金、木材の安定供給体制の維持等に必要な借り換えなど。運転資金は最も保証期間は、運転資金が10年以内、設備資金は0.1～1.3%。

要は引き続き活発な状況にある。第2目標だった100億円を突破したので、最終目標である200億円を目指して、積極的に説明をしていきたい。